

# 最高裁判所「勝利」決定！

ただちに、JR東海会社は、JR東海労働組合中央本部・新幹線関西地方本部・名古屋車両所分会に謝罪文を手交し、本社玄関前・関西支社玄関前・名古屋車両所玄関前に謝罪文を掲出せよ！

名古屋車両所に設置された組合掲示板から組合掲示物を「会社による組合掲示物の一方的な撤去通告ならびに組合掲示物の不当撤去」は、労働組合法第7条第3号違反に該当する「不当労働行為である」として、2006年2月21日に愛知県労働委員会に「不当労働行為救済申立」を行い、中央労働委員会、東京地方裁判所、東京高等裁判所へと場所を変えて、これまで会社と闘ってきた。そして、私たちは最高裁判所で「勝利」した。

会社は、今回の最高裁判所の判決を真摯に受け止め、心から反省するとともに、「二度とこのような不当労働行為をしませんから許してください。JR東海労さん、ごめんなさい」と、ただちにJR東海労働組合中央本部・新幹線関西地方本部・名古屋車両所分会に対して謝罪文を手交し、本社・支社・車両所の社員の見えやすい場所に、謝罪文の掲出を要求するものである。

